

○ 美浜町健康楽膳拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成30年6月20日

条例第18号

改正 平成31年2月8日条例第1号

(設置)

第1条 豊かな自然と恵まれた地域資源を活用して、情報発信や体験機会等の提供を行い、楽しく膳を囲み食と運動を通して健康づくりの理解や関心を高め、もって地域産業の振興や利用者の健康増進に寄与するため、美浜町健康楽膳拠点施設(以下「拠点施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 美浜町健康楽膳拠点施設

位置 美浜町久々子第34号2番地1

(事業)

第3条 拠点施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業や観光など町内産業の振興に関する事業
- (2) 健康づくりの推進等に関する事業
- (3) 地域の産品や飲食物等の販売に関する事業
- (4) 地域資源を活用した情報発信等に関する事業
- (5) その他町長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 拠点施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 拠点施設の施設、附属設備及び器具等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可に、管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第6条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 他の利用者、地域住民等に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) 拠点施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(5) その他町長が不適當であると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第 7 条 第 5 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた申請者 (以下「使用者」という。)

は、許可を受けた目的以外に拠点施設を使用し、若しくはその権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第 8 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、使用を中止させ、又は使用の条件を変更することができる。

(1) 使用の許可の申請に虚偽の事実があったとき。

(2) 第 6 条各号の規定のいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) その他拠点施設の管理運営上やむを得ない理由により特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、使用を中止させ、又は使用の条件を変更した場合において、使用者に損害が生じて、町長は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第 9 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 10 条 町長は、公用又は公共の用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 11 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、町長が使用者の責めに帰することのできない理由その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、拠点施設の施設、附属設備及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 13 条 町長は、拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの (以下「指定管理者」という。) に拠点施設の全部又は一部の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条、第6条及び第8条の規定の適用については、第5条、第6条及び第8条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「町長」とあるのは「町長又は指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者が拠点施設の管理を行う場合においては、当該指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (4) その他拠点施設の管理運営上、町長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第9条の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合は、使用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、町長が定める基準に従い、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は返還することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第16号で平成30年9月22日から施行)

附 則 (平成31年2月8日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他拠点施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第9条、第15条関係)

使用料の額又は利用料金の上限額

室名	算定基礎	1 時間当たりの使用料
多目的デッキ	1 面	7 0 0 円
会議室	1 室	1 0 0 円
備考		
1 使用料は、1 時間当たりの使用料に利用時間に乗じて得た額（以下「所定使用料」という。）とする。 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は 1 時間として計算する。 3 使用者が、本町の住民でない場合（使用者のうち、本町の住民でない者が 2 分の 1 を超える場合を含む。）又は本町に本部、事務所等を置かない団体の場合は、所定使用料の 2 倍の額とする。ただし、本町の住民を対象にした事業を行う場合については、所定使用料とする。 4 使用者が入場料、会費その他これらに類するものを徴収する場合において、その額が 1 , 0 0 0 円を超えるときは、所定使用料に 5 割を乗じて得た額を加算する。 5 使用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、前項の規定にかかわらず、所定使用料に 5 割を乗じて得た額を加算する。 6 各部屋の冷暖房を使用するときは、所定使用料に 5 割を乗じて得た額を加算する。 7 各部屋を複数日にわたり使用するときは、所定使用料の 7 割に相当する額とする。		